

令和８年度蒲郡市海外バイヤー招へい商談会業務に係る公募型プロポーザル実施要領

令和８年度蒲郡市海外バイヤー招へい商談会業務の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第１ 業務の目的

海外バイヤーを招へいし、市内事業者等との商談会を実施することにより、市内事業者の海外展開を支援するもの。

第２ 業務の概要

１ 業務名

令和８年度蒲郡市海外バイヤー招へい商談会業務

２ 業務内容

別添「業務委託仕様書」のとおり

３ 業務期間

契約日の翌日から令和９年３月３１日まで

４ 契約上限金額

金１，９８０千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

第３ 担当部局

〒443-8601 蒲郡市旭町 17 番 1 号

蒲郡市産業振興部産業政策課産業政策係

TEL：0533-66-1118（直通） FAX：0533-66-1188

E-mail：sangyo@city.gamagori.lg.jp

第４ 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

- １ 蒲郡市入札参加資格者名簿（物品等）において、「業務（大分類）：役務の提供等」の項目について登録されている者。同資格者名簿に登録されていない場合は、速やかに登録の手続きを行うものとし、プロポーザル審査までに登録される見込みであること。
- ２ 地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- ３ 公募の日から契約締結日までのいずれの日においても、本市契約に係る指名停止の措置を受けていない者であること。
- ４ 「蒲郡市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成２３年４月１日付け蒲郡市長・蒲郡警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- ５ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがな

されている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

6 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等でないこと。

7 プロポーザル方式への参加者が対象業務の契約締結までの間に、1から6に掲げる参加資格を有しなくなった場合又は提案書等に虚偽の記載を行った場合はその時点で参加資格を失う。

第5 参加表明手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）

イ 会社概要（パンフレットでも可）

ウ 業務実績（類似実績一覧、任意様式）

(2) 提出期限

令和8年8月17日（月）午後4時30分必着

(3) 提出場所

第3 担当部局と同じ。

(4) 提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る。）又は電子メールとする。

2 参加表明に関する質問

参加表明書の提出にあたり質問がある場合は、次に定めるところにより質問すること。

(1) 質問の受付場所

第3 担当部局と同じ。

(2) 質問の受付期間

令和8年7月31日（金）から令和8年8月7日（金）まで

(3) 質問方法

担当部局に電話連絡の上、質疑応答書（様式2）をファックス又は電子メールにより提出すること。

(4) 回答の確認方法

令和8年8月12日（水）、提案者全員にファックス又は電子メールにより回答する。

3 参加資格の確認等

(1) 参加資格要件の確認及び提案書提出の要請

第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和8年8月21日(金)に次に掲げる事項を記載した確認結果通知書を通知する。併せて、参加資格要件を有する者に、提案書の提出を要請する。

ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 参加資格を有しないと認めた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間

令和8年9月9日(水)までの休日を除く午前9時から午後4時30分まで

イ 提出場所

第3 担当部局と同じ。

ウ 提出方法

持参によること。(郵送、ファックス又は電子メールによるものは受け付けない。)

(3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、令和8年9月17日(木)までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

第6 提案書の作成要領

提案書の提出を要請された者（以下「提案者」という。）は、次に定めるところにより提案書を作成し、提出するものとする。

1 提案内容

提案書の作成に当たっては、別表1の審査項目順に、仕様書の業務内容を踏まえて提案すること。

2 提案書の書式

企画提案書	任意様式 ・審査項目について必ず提案を行うこと ・A4版で20枚程度（A4両面10枚）
見積書	任意様式 ・A4版1枚程度 ・積算の内訳を記載すること

3 作成上の注意事項

(1) 原則A4版とし、縦置き横置き（左綴じ）として製本すること。ただし、図表等表現の都合上用紙の方向を一部変更したり、記述方法を一部縦書きにすることは差し支えない。

- (2) 両面印刷とすること。
- (3) 企画提案書は1者1案とする。PRしたいポイントや記載内容の理由など提案趣旨を簡潔かつ明確に示すこと。

4 提出方法等

(1) 提出期限

令和8年9月9日（水） 午後4時30分必着

（上記期間のうち土曜日、日曜日及び祝祭日は除く）

※電子メールおよび郵送の場合は、必ず到達の有無を電話で確認すること。

(2) 提出場所

第3 担当部局と同じ。

(3) 提出部数と提出方法

紙媒体と電子データの両方を次のとおり提出すること。

ア 紙媒体 …7部（正本1部、副本6部）を郵送又は持参にて提出

イ 電子データ…PDF形式で電子メールにて提出

5 提案書等の著作権等の取扱い

- (1) 提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- (2) 市は、プロポーザル方式の受付及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (3) 市は、提案者から提出された提案書等について、蒲郡市情報公開条例（平成10年蒲郡市条例第1号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

6 提案書作成に関する質問

提案書の作成にあたり質問がある場合は、次に定めるところにより質問すること。

(1) 質問の受付場所

第3 担当部局と同じ。

(2) 質問の受付期間

令和8年8月21日（金）から令和8年8月28日（金）まで

(3) 質問方法

担当部局に電話連絡の上、質疑応答書（様式2）をファックス又は電子メールにより提出すること。

(4) 回答

令和8年9月2日（水）、提案者全員にファックス又は電子メールにより回答する。

第7 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

1 参加資格要件を満たしていない場合

- 2 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 3 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- 4 契約上限金額を超える提案をした場合
- 5 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第8 提案書の審査及び評価

1 選定委員会の設置

提案書の審査、評価及び受託候補者の特定を行うため、令和8年度蒲郡市海外バイヤー招へい商談会業務プロポーザル選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

2 プレゼンテーション等の実施

選定委員会において、提案内容をより理解するため、提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。なお、提案者が5者以上の場合は、提案書の審査を事前に行い、選定委員会において選定された者についてのみプレゼンテーション等を行う。

(1) 実施方法

- ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明20分、質疑10分の計30分とする。
- イ 提案追加資料の配付は禁止するが、提出された提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。
- ウ プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて3名までとする。
- エ 欠席をした場合は、提案書の審査、評価及び特定から除外する。

(2) 実施日及び場所

令和8年9月17日(木)

※時間等詳細については、別途通知する。

3 審査項目及び評価基準

提案書及びプレゼンテーション等により、次の審査項目について、別紙で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

4 受託候補者の特定方法

選定委員会において、3の審査及び評価を踏まえ、受託候補者の特定を行う。各委員の採点に基づき各提案者に順位を付け、第1順位の最も多い提案者を受託候補者として特定する。ただし、第1順位の最も多い提案者が2者以上いるときは、選定委員会において、各委員の採点結果を踏まえた上で、合議により受託候補者を特定する。

選定委員会の審議により、当該業務の内容に適合した履行の確保が見込めないと判断された場合には、受託候補者を特定しない。

5 審査結果の通知

- (1) 受託候補者を特定したときは、9月30日(水)までに提案者に対し、次の

事項を通知するものとする。

ア 受託候補者名

イ 受託候補者にあつては、今後の契約手続の旨

ウ 受託候補者とならなかった者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 受託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間

(1)の通知日から7日間の休日を除く午前9時から午後4時30分まで

イ 提出場所

第3 担当部局と同じ。

ウ 提出方法

持参によること。（郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。）

(3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、令和8年10月8日（木）までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

6 特定結果の公表

受託候補者と契約を締結したときは、次の事項を公表するものとする。

(1) 業務名

(2) 業務内容及び業務期間

(3) 受託者の名称及び所在地

第9 契約に関する基本事項

1 契約の締結

契約に当たっては、本市と受託候補者が当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。

なお、受託候補者との契約の協議が整わない場合には、次順位の者を受託候補者として契約の協議を行う。ただし、選定委員会の審議により、当該業務の内容に適合した履行の確保が見込めないと判断された場合には、次順位の者との協議は行わない。次順位後の者も同様とする。

2 契約保証金

蒲郡市契約規則第26条の規定による。

3 契約書作成の要否

要する。

4 支払条件

完了払いとする。

第10 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

申込み	7月31日（金）公募開始
	8月 7日（金）質問提出期限（順次質問回答）
	8月12日（水）参加表明に関する質問回答日
	8月17日（月）参加表明書提出期限
	8月21日（金）参加資格の結果通知及び提案書提出要請
	8月28日（金）提案書作成に関する質問提出期限
	9月 2日（水）提案書作成に関する質問回答
	9月 9日（水）提案書等提出期限
	9月17日（木）理由説明書の通知期限
審査	9月17日（木）プロポーザル審査（プレゼンテーション）
	9月30日（水）審査結果の通知
	10月上旬 受託候補者と契約締結（予定）

第11 その他

- 1 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 参加表明及び提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- 3 提出された書類は、返還しない。
- 4 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

別表 1

令和 8 年度蒲郡市海外バイヤー招へい商談会業務 審査項目及び評価内容

以下の各項目の評価内容に基づき、各項目の配点の合計を 1 0 0 点満点として採点する。

審査項目		評価基準	配点
基本的事項	業務理解度	本業務の目的・趣旨及び仕様書の内容を十分理解しているか。	5 点
	類似業務の実績	海外バイヤー招へい、海外商談会運営、輸出支援等、本業務と類似する業務の実績を有しているか。	5 点
	実施体制	・事業を円滑かつ確実に実施できる体制が整っているか。 ・責任者、担当者の役割分担が明確であり、海外バイヤーとの調整、通訳、商談運営等に必要な知識、経験を有する人員が配置されているか。	1 0 点
	スケジュール	・本業務が確実に実施されるスケジュールとなっているか。 ・各業務の進行管理や関係者との調整期間を十分配慮したスケジュールとなっているか。	5 点
企画提案内容	海外バイヤーの選定及び招へい手配	・参加事業者との商談成約が高く見込まれ、継続的な販路開拓、拡大に繋がる有力バイヤーを招へいすることができるか。 ・提案する国、地域を選定した根拠が明確であるか。 ・海外バイヤーの招へいに係るスケジュール等の行程計画が具体的かつ実現性が高いか。	1 0 点
	商談会に向けた事前準備	・商談会の実施方法が具体的かつ実現性が高く、参加事業者とバイヤー双方にとって効果的な商談機会を創出できる内容となっているか。 ・参加事業者の募集方法及び申込み事業者の管理方法が具体的かつ適切であるか。 ・参加事業者との事前調整の実施方法及び内容が具体的か。 ・参加事業者及び招へいしたバイヤーの紹介資料について、作成内容及び翻訳方法が適切かつ効果的であるか。 ・商談会に必要な通訳者の確保が適切かつ実現性が高い内容となっているか。	2 0 点
	商談会当日の運営	商談内容に応じた適切な人員配置及び円滑な運営体制が提案されているか。	5 点
	商談成立までの事後フォロー及びアンケート実施	・商談終了後のフォローアップ体制が具体的であり、商談の継続・成約に向けた支援内容が充実しているか。 ・アンケートの作成、回答依頼及び集計方法が具体的かつ適切に提案されているか。	1 0 点
参考見積金額	業務コスト	提示された見積金額に対し提案価格評価基準表に基づき評価する。	3 0 点

別表 2

提案価格評価基準表

提案価格			配点
	～	1,386,000円	30
1,386,001円	～	1,425,600円	29
1,425,601円	～	1,465,200円	28
1,465,201円	～	1,504,800円	27
1,504,801円	～	1,544,400円	26
1,544,401円	～	1,584,000円	25
1,584,001円	～	1,623,600円	24
1,623,601円	～	1,663,200円	23
1,663,201円	～	1,702,800円	22
1,702,801円	～	1,742,400円	21
1,742,401円	～	1,782,000円	20
1,782,001円	～	1,821,600円	19
1,821,601円	～	1,861,200円	18
1,861,201円	～	1,900,800円	17
1,900,801円	～	1,940,400円	16
1,940,401円	～	1,980,000円	15